

小沢氏主導の「国会改革」の名による「国家改造改革」

9条の解釈改憲、少数党排除の動きに厳しい批判を

臨時国会が大詰めを迎えるなか、小沢氏主導の改正国会法をめぐる動きが急です。国民新党の亀井代表も「今国会で成立させるべきだ」と表明しました。しかし、この法案は「国会改革」を掲げながら「国家改造改革」を目指すものです。「コンセンサス型政治から多数決主義にシフトし、党や官僚より強い内閣を作る英型政治制度」(スティーヴン・ヴォーゲル氏)を確立することで、9条の解釈改憲を可能にし、衆議院比例定数の削減で、改憲に反対する少数政党を排除することを狙っています。

「国会改革」に意義あり！

12・3緊急院内集会

国会の会期延長が小幅になっても、「郵政法案」に加えて改正国会法が可決される危険があります。緊急に集会を開催します。多数、ご参加ください。

■12月3日(木)

13:30~14:30

■衆・第1第1会議室

-5・3憲法集会実行委員会-

連続憲法講座が近づいています。一橋大名誉教授の杉原泰雄先生が「危機」克服の方途を憲法論から説明します。杉原先生はこう述べています。「一〇〇年に一度の危機」を迅速、的確に克服するためには、『危機』の憲法的要因を説明することが不可欠です。憲法なき近代↓近代資本主義憲法体制↓現代資本主義体制↓現在における資本主義憲法体制の動揺、という憲法史的な歩みの中に、各時代における危機の要因と克服の方策が示されているからです」。栃木などからも申し込みが届け、埼玉憲法会議は参加費を援助することを決めました。青年・学生の参加者には特別割引制度もあります。希望者は憲法会議まで。

国民生活破壊、大量失業、企業倒産：
『百年に一度の危機』の憲法的要因を説明

連続憲法講座

●連続憲法講座概要●

○講師 杉原泰雄さん(一橋大学名誉教授)

第1回1月15日 第2回1月29日 第3回2月19日

第4回3月5日 第5回3月19日

・午後6時~8時 (会場)憲政記念館(永田町111.)

・受講料1万円(1講座参加2500円)★学割・青年割有り